

岐阜県なりわい再建事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、令和2年7月豪雨による災害により甚大な被害を受けた地域において被災した地域経済の基盤となる事業者の事業の再建を促進し、もって災害によって毀損した地域経済の持続可能性の回復を図るため、当該被災した事業者が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和2年7月豪雨 令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）第1条の規定により指定された特定非常災害をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者、商工会、岐阜県商工会連合会、商工会議所及び岐阜県中小企業団体中央会をいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業者以外の事業者で資本金又は出資金の額が10億円未満のものうち知事が認めるものをいう。
- (5) 特定被災事業者 次のいずれの要件にも該当する事業者をいう。
 - ア 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の規定により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者
 - イ 過去数年以内に発生した災害により被害を受けた事業者で次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 事業用資産への被災が証明できる事業者
 - (イ) 災害からの復旧又は復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
 - ウ 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者
 - エ 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者で知事が認めるもの
 - オ 令和2年7月豪雨により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者
- (6) 復興事業計画 令和2年7月豪雨により被災した補助事業者の施設又は設備の復旧整備のために、県が策定する計画をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助事業者並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

2 知事は、令和2年7月豪雨による被害の発生後交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真、書類等による確認が可能であって適正と認められる場合には、補助金の交付の対象とすることができる。

(欠格事由)

第4条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人又は個人
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人又は個人
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人又は個人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人又は個人
- (9) 県税に未納がある者
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業等公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を営む者
- (11) 補助対象経費を重複して他の補助金、助成金等の交付を受け、又は受けることが決まっている事業を行う者

2 知事は、前項第1号から第8号までに規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第4項ただし書に規定する場合においては、規則第14条の規定による補助金の額の確定時に補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額することとし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の30%を超えない配分の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（補助金の交付の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更並びに補助対象経費の30%を超えない減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増大した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を速やかに知事に報告すること。
- (7) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を県に返還させることがあること。
- (8) 補助事業の完了後遅滞なく、付保割合30%以上（中小企業者以外の事業者にあつては、40%以上）を満たす保険又は共済（補助金の交付対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償するものに限る。）に加入すること。ただし、小規模企業者にあつては、この限りでない。

- (9) 小規模企業者にあつては、令和2年7月豪雨で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済への加入に代わる取組を実施すること。
- (10) 前2号に掲げる事項のほか、事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、自然災害が発生した場合における対応手順の決定その他の事業活動に対する影響の軽減を図ることにより、自然災害が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化に努めること。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書並びに同項第4号及び第6号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号及び第2号の承認 事業変更承認申請書（別記第2号様式）
 - (2) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）
 - (3) 前項第4号の規定による報告 事業遅延等報告書（別記第4号様式）
 - (4) 前項第6号の規定による報告 消費税等仕入控除税額確定報告書（別記第5号様式）

(契約等)

- 第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約（以下「契約」という。）の締結に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 2 補助事業者は、契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）の締結に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、補助事業者に対し必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は、その求めに応じなければならない。
- 4 前3項の規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、若しくは委託し、又は共同して実施する場合について準用する。この場合において、第1項中「補助事業者」とあるのは「補助事業の一部を請け負い、若しくは受託し、又は共同して実施する者（以下「履行補助者」という。）」と、第2項及び第3項中「補助事業者」とあるのは「履行補助者」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(債権譲渡の禁止)

- 第10条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定による交付決定によって生ずる権利の

全部又は一部を知事の承認を受けずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が規則第14条の規定による補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書の規定により債権の譲渡を行い、知事に対し動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は民法（明治29年法律第89号）第467条第1項若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合には、知事は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は当該各号に掲げる異議を留めるものとする。補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条第1項若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても、同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害することができないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他交付決定の内容の変更を行うことがあること。この場合において、債権を譲り受けた者は、異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者との協議により決定されること。

3 補助事業者が第1項ただし書の規定により第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第38条の規定により知事が会計管理者に対して支出の命令を行った時に生ずるものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定の日の属する年度の3月16日のいずれか早い日とする。

4 前項の規定にかかわらず、知事は、実績報告書の提出期限について、必要に応じて別

に定めることができる。

- 5 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額しなければならない。

(補助金の交付時期等)

- 第13条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。
ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第8号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 知事は、第7条第1項第3号の規定による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の承認の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - 3 知事は、前項の規定により返還を命ずる場合には、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、当該返還命令を受けた日から10日以内に補助金を納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(暴力団の排除)

- 第15条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前条第3項及び第4項の規定は、前項の補助金の返還について準用する。

(財産の処分制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 単価50万円以上の機械及び器具

(3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第9号様式のとおりとする。

3 知事は、補助事業者が第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第17条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 補助事業者は、前項に規定する情報のうち中小企業者等その他の第三者の秘密情報(中小企業者等が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含む。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、又は漏えいをしてはならない。

3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に行わせる場合には、当該第三者にも前2項の規定を遵守させなければならない。この場合において、補助事業者又は当該第三者の役員又は従業員による情報漏えい行為は、補助事業者による違反行為とみなす。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(書類の提出部数等)

第19条 この要綱により補助事業者が提出する書類の部数は、1通とする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助事業者	補助金の額
<p>補助事業者の施設又は設備であって令和2年7月豪雨による災害のため損壊し、若しくは滅失し、又は継続して使用することが困難になったもののうち、補助事業者が復興事業計画に基づきその事業を行うのに不可欠な施設若しくは設備の復旧整備又は宿舍整備を行う事業</p>	<p>1 施設（倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場その他復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設をいう。）の復旧整備に要する経費</p>	<p>中小企業者等（中小企業者及び小規模企業者に限る。）</p>	<p>補助対象経費に3/4を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額（3億円を上限とする。）</p>
	<p>2 設備（復興事業計画の実施に不可欠と認められる事業の用に供する設備であって、補助事業者の資産として計上するものをいう。）の復旧整備に要する経費</p>	<p>中小企業者等（中小企業者及び小規模企業者を除く。）</p>	<p>補助対象経費に1/2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額（3億円を上限とする。）</p>
	<p>3 宿舍及び宿舍備付けの設備の整備に要する費用</p>	<p>特定被災事業者（中小企業者及び小規模企業者に限る。）</p>	<p>補助対象経費の実支出額（補助対象経費が1億円を超える場合にあっては、1億円に補助対象経費から1億円を控除した額に相当する額に3/4を乗じて得た額を加えた額）（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額（3億円を上限とする。）</p>
		<p>特定被災事業者（中小企業者及び小規模企業者を除く。）</p>	<p>補助対象経費の実支出額（補助対象経費が1億円を超える場合にあっては、1億円に補助対象経費から1億円を控除した額に相当する額に1/2を乗じて得た額を加えた額）（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額（3億円を上限とする。）</p>

- (注) 1 補助対象経費には、施設又は設備の原状回復のみならず、事業の再開及び継続、売上の回復等に必要の新分野の需要開拓等の取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費を含む。また、宿舍整備を行う事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う施設又は設備の整備については、令和2年7月豪雨による災害前に所有していた施設又は設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じて得た額を補助上限とする。
- 2 補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達及び移転設置費、取壊し・撤去費並びに整地・排土費を含む。
- 3 保険又は共済の対象である施設又は設備については、その保険金又は給付金の額を補助対象経費から控除する。